現場代理人の兼務に関する特記仕様書 (令和3年度発生豪雨等災害特例適用)

(適用)

第1条 この特記仕様書は、「令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る主任技術者の専任及び現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて」(令和3年11月18日付け契第97号、令和4年1月26日付け契第128号、及び令和5年1月13日付け契第112号通知。以下、「R3災害特例」という。)に基づき、本工事に適用する。

(現場代理人の兼務の申請)

- 第2条 受注者は、次の各号に該当し、同一の現場代理人が工事現場の運営、取締り及び権限の行使をする上で支障がない場合は、様式 10 により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。
 - (1) 次の要件を全て満たす建設工事(ただし、②、③についてはいずれか)
 - ① 兼務する建設工事の契約金額が共に 4,000 万円未満であり、かつ工事現場の相互の間隔が 10 km程度までであること。ただし、距離要件については松江市が発注または監督する工事 に限り、工事の規模・内容等により工事現場の運営取り締まり等に支障がないと事業担当 課長が認める場合にはこの限りでない。
 - ② 兼務する建設工事は、松江市が発注または監督する工事に限る。
 - ③ R 3 災害特例を適用し兼務する建設工事は、松江市(上下水道局を含む)及び島根県(松江県土整備事務所管内に所在する農林水産部及び土木部の地方機関)が発注または監督する工事に限る。
 - ④ 発注者または監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。
 - (2) 次に該当する場合 密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は隣接した場所において施工する場合。

(兼務できる工事の数)

- 第3条 一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、松江市が発注等するものに限り、2件までとする。
 - 2 前項のほか、当面の間、次のとおり兼務できるものとする。
 - (1) 一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、松江市が発注等するものに限り、最大3件までとする。
 - (2) 前条第1項第1号③に該当し、兼務する工事のうち少なくとも1件が令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事(災害復旧その他関係する工事等を含む。)である場合は、一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、最大5件までとする。また、当面の間、前条第1項第1号①の規定にかかわらず、契約金額が4,000万円以上であっても最大2件まで兼務できるものとする。

ただし、島根県が発注する工事との兼務については、令和3年度に発生した豪雨等に伴う 災害復旧工事を1件以上含み、かつ双方の発注者が兼務を認める場合に限るものとする。 (現場代理人の兼務に係る承認)

第4条 発注者は、受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場の契約金額、距離及び時間、 施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

(承認・非承認の通知)

第5条 発注者は、現場代理人の兼務について承認する場合には様式 11 により、また承認しない場合は様式 12 により、速やかに受注者に通知するものとする。

(工事成績評定点への反映等)

第6条 兼務を承認した工事において、工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、不良(粗雑)な工事となった場合などは、工事成績評定点への反映を行うとともに、指名停止措置等の対象となる場合がある。

(あて先) 松江市長

商号又は名称 代表者氏名

現場代理人の兼務について(申請)

「○○工事(今回申請する工事名)」について、下記のとおり現場代理人の他工事との兼務を申請します。

記

1. 兼務予定の工事の状況

発	注		者									
エ	事		名									
エ	事	場	所									
請	負	金	額									
I			期		年	月	日	~		年	月	H
兼系	务予	定期	間		年	月	日	~		年	月	日
エ	事	種	別									
現:	場(七理	人									
エ	事位	立 置	図	別紙のとおり (直線距離と自動車で通行可能な経路による移動距離を明記すること)								

- ※兼務予定の工事が複数ある場合は、別紙に該当事項を記載すること。
- ※請負金額欄は、入札前の場合は記載しなくてもよい。

2. 工事現場を離れる際の連絡体制

別紙のとおり ※連絡体制図等を添付すること。

本申請にあたり、以下のことを確約します。

- 1) 工事現場を離れる際は、常時連絡が取れる体制を確保するとともに、工事現場の運営、 取締り等に十分配慮します。
- 2) 工事現場を離れた際に、発注者又は監督員から求められた場合には、速やかに工事現場 に向かいます。
- 3)他工事との兼務が解消された場合は、速やかに報告します。

I

兼務予定期間

工 事 種 別 現 場 代 理 人

期

年

年

月

月

工事位置図|別紙のとおり(直線距離と自動車で通行可能な経路による移動距離を明記すること)

日 ~

日 ~

年

年

月

月

日

日